

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 馬傳染性貧血検査の実施
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 争議行為の通知の公表について
- ◇正誤 昭和二十九年十二月二十八日鳥取県規則第六十二号中訂正

告示

鳥取県告示第三号

次のように馬傳染性貧血検査を実施するので家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により、馬の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十年一月七日

鳥取県知事 遠 藤

茂

一 実施の目的 馬傳染性貧血予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 馬傳染性貧血検査——馬生後六箇月以上のもの

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

馬傳染性貧血検査——一般検査、赤血球の計算、担鉄細胞の検出

別表

実施期日	実施区域	実施場所
一月十一日	西伯郡果村、日野郡溝口町	同上
	江府町	
十二日	西伯郡大幡村、米子市五千石	幡郷村、幡郷検診所
十三日	西伯郡手間村、天津村、米子市上長田村、米子市尙徳村	賀野村、法勝寺、東長田村、手間検診所
十四日	西伯郡春日村、米子市巖	日吉津村、米子市巖検診所

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年一月七日

鳥取県教育委員会委員長 三木順治

- 一日時 一月十一日 午前十一時
- 一 場所 県教育委員会々議室
- 一 議題 事務局人事について
高校入学選抜について
- 定例報告
- その他

十七日 西伯郡大高村、大和村 箕蚊屋普及事務所
十八日 旧米子市、米子市成美 米子家畜市場

公 告

争議行為の通知の公表について

況タクシー労働組合委員長塚田幹愛より昭和二十九年十二月二十九日付をもつて、左記第一項の件に関し争議行為を行う旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

昭和三十年一月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 事件 組合執行委員十二名に対する解雇取消要求についで
- 二 日時 昭和三十年一月九日午前零時以降本問題解決に至るまでの間
- 三 場所 況タクシー労働組合の組合員の従事する一部又は全部の職場
- 四 概要 あらゆる争議行為を單獨、または併用して実施する

正 誤

昭和二十九年十二月二十八日鳥取県規則第六十二号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段 行 誤

- 二 下 一八 練り下げる。 練り下げる。 正
- 三 上 二〇 場合。 場合。)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印刷所 鳥取県鳥取市東町取

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必読

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。
 本県においては県民の皆様の日常生活に
 関係ある重要な条例、規則、規定等をこの
 公報に登載して公布しております。
 国に官報、県に公報あり、是非公報を読み
 ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日
 購読料(実費) 一箇月100円 一箇年1,200円
 申込先 鳥取県総務部総務課